

令和4年3月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

ア	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・	1
イ	令和4年2月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ウ	令和4年2月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係） について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
エ	久喜市障がい児就学支援委員会の答申について・・・・・・・・	2 3
オ	令和3年度教職員人事評価結果について・・・・・・・・	2 4
カ	令和3年度久喜市立中学校卒業生の進路状況について・・・・・・・・	別紙

教育長報告ア 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 公民館補助委員
- 2 教育活動指導員

イ 令和4年2月定例議会市政に対する質問（教育委員会関係）について

発言番号 1-2	通告第 2 号	平間 益美 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 小中学校給食費の無償化を求める

《質問の要旨》

- (1) 第3子~~を無償化~~としたこの3年間どのように評価しているか。
- (2) 財源について伺う。
 - ア 全ての児童生徒を対象にした場合の人数と必要額を伺う。
 - イ 第2子~~を無償化~~にした場合の人数と必要額を伺う。
- (3) 子育て支援として学校給食の無償化を実現させるべきと考えるが如何か。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

第3子以降の学校給食費の補助事業につきましては、多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援に寄与しているものと考えております。

次に、(2)のアでございます。

令和3年5月1日時点の市内小・中学校の児童生徒数は、10,445人であり、学校給食費を無償にした場合、年間約5億円の財源が必要になるものでございます。

次に、イでございます。

教育委員会では、各児童生徒が第何子であるのかといった情報を把握できないことから、第2子の学校給食費を無償にした場合の必要額は積算しておりません。

次に、(3)でございます。

学校給食費につきましては、学校給食法により、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担することが規定されており、年間約5億円を負担していただいております。

このため、学校給食費を全て無償にするには、それに相当する、新たな財源が必要となるものでございます。

このような状況の中、本市におきましては、経済的負担の大きい多子世帯への支援策として、児童生徒を3人以上養育している保護者に対し、学校給食費の補助を行っているところでございまして、全ての児童生徒の学校給食費を無償にすることは、考えておりません。

発言番号 1-2	通告第 2号	平間 益美 議員
----------	--------	----------

《質問事項》

4 通学路における交通安全対策について

《質問の要旨》

安全対策が必要な通学路は市内に数多くあると考える。以下伺う。

- (2) 担当課は児童生徒の横断時に危険が伴う場所の調査は行っているか。
- (3) 現在危険箇所はいかほどであるか。地区ごとに伺う。
- (4) 当該地区市民からの要望に対してはどのような対応を取っているのか伺う。

【答弁原稿】

大項目4の(2)から(4)のご質問に対してご答弁申し上げます。

初めに、(2)でございます。

教育委員会では、毎年4月に各学校に対して通学路の危険箇所についての確認を依頼し、提出を求めている通学路確認結果票により、通学路の危険箇所を把握しておりますほか、令和3年度は各学校において通学路安全総点検を実施しており、横断時を含め、危険を伴う箇所について、点検票により報告を受け把握しているところでございます。

次に、(3)でございます。

12月末日現在で学校から報告のあった、通学路における信号機設置等の要望箇所は、久喜地区9箇所、菖蒲地区4箇所、栗橋地区2箇所、鷲宮地区8箇所でございます。

次に、(4)でございます。

各学校が保護者や地域の方のご意見を踏まえて把握した通学路における危険箇所の情報については、庁内関係部署で情報共有を図っておりますほか、これに基づき埼玉県が策定した「第5期通学路整備計画」により、施設を所管する県や警察などの関係機関及び市の関係部署が、それぞれ計画的に安全対策に取り組んでいくものでございます。

発言番号 1-4	通告第 5号	田村 栄子 議員
----------	--------	----------

《質問事項》

1 新型コロナウイルス感染の6波への備えは

《質問の要旨》

(8) 急拡大するなかで小・中学校の卒業式はどのような形で行うか。

【答弁原稿】

大項目1(8)のご質問に対してご答弁申し上げます。

現在新型コロナウイルス感染症が再び急拡大している中ではありますが、卒業式は児童生徒、保護者の皆様にとっても大変貴重な機会であることから、本年度も感染対策を十分講じた上で開催したいと考えております。

卒業式開催時期の感染状況を踏まえ、児童生徒数や施設の規模等に応じて、参加人数を制限する等の対応を検討するとともに、オンラインによる配信を行ってまいります。

発言番号	1-5
------	-----

通告第	9	号
-----	---	---

成田	ルミ子	議員
----	-----	----

《質問事項》

2 生涯学習施設の活用のために

《質問の要旨》

- (1) 生涯学習の推進の場として、どのような活用をしていくのか伺う。
- (2) 生涯学習施設の設置に向け、利用者から、どのような期待や要望を受けているか伺う。
- (3) 市民大学や高齢者大学の開催も予定されるが、生涯学習施設へ来るための交通手段をどのように考えているか伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して、順次、ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

生涯学習施設におきましては、市民大学、高齢者大学及び生涯学習推進部それぞれが専用で使用できる部屋を設け、自らの活動のために自由に活用いただくことを予定しております。

その他、市及び教育委員会が主催する生涯学習事業を実施する場所としての活用も予定しているところでございます。

次に、(2)でございます。

生涯学習施設の整備にあたっては、生涯学習の推進にご尽力いただいている方々から、事務処理を行えるスペースや事務用品を収納できるロッカー等の設置のほか、公共交通機関の充実などの要望がございました。

また、本市の新たな生涯学習の拠点が整備されることにより、生涯学習機会

の充実や交流の促進について期待する声もいただいているところでございます。

次に、(3)でございます。

交通手段につきましては、自家用車を使って来ていただくほか、電車やバスといった公共交通機関の利用をしていただきたいと考えているところでございます。

発言番号 2-1	通告第 7 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

3 市役所に「来なくても完結する」手続きを目指すべき

《質問の要旨》

(2) 市立図書館で、読みたい本（市が保有していない本）をリクエストする際に記入する「リクエスト票」は、現地で記入する必要があるとは思えない。メールや入力フォームを利用して、読みたい本のリクエストが出来るように改善すべきと考える。市の見解を伺う。

【答弁原稿】

次に(2)でございます。

リクエスト票につきましては、例えば、書名が曖昧である、書名と著者名が異なるなどの理由から、図書館が特定できない場合にその場で確認する必要があるため、対面によりご提出いただいているところでございます。

ご提案のメールや入力フォームによるリクエストにつきましては、利用者にとって利便性が向上するものと考えており、図書館サービスの充実にも繋がるものと認識しております。

一方、現行の対面によるリクエストに加え、メールや入力フォームによるリクエスト業務を行うことにより、リクエスト件数や業務量の増加等が見込まれるところでございます。

このようなことから、今後は、リクエスト方法の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

発言番号 2-2	通告第 8 号	石田 利春 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 公共施設個別施設計画 栗橋市民プラザについて

《質問の要旨》

- (4) 現在のコミュニティセンターを変更し、栗橋市民プラザに併設する計画です。公民館の建物は劣化度が進み建て替えることは市民合意ができていると考えます。社会教育法に基づき進めている現在と比較して、運営や職員の数人数はどのようになるのか伺います。
- (5) 栗橋市民プラザ建設後の公民館に併設されている体育館やグラウンドの利用についての質問で、当分の間は活用できるとの答弁でした。これは、栗橋地区の市民プラザが建設された後も利用できると受け止めてよいのか伺います。

【答弁原稿】

大項目2の(4)のご質問に対してご答弁申し上げます。

栗橋公民館においては、施設の運營業務や公民館事業を実施するため、必要な職員を配置し、ローテーションにより勤務しております。

栗橋公民館をコミュニティセンターに転用し、栗橋市民プラザに集約した場合でも、運営に必要な人員を配置してまいります。

次に(5)でございます。

栗橋公民館の体育館及びグラウンドにつきましては、転用後のコミュニティセンターにおいても、当面の間は、利用できるものと考えております。

発言番号 3-1	通告第 3 号	平沢 健一郎 議員
----------	---------	-----------

《質問事項》

2 足育の取り組みについて

《質問の要旨》

- (1) 近年の市内小学校では、自発的に養護教諭が中心となり、講演会などの足育に関わる取り組みを行っているようだが、取り組みの内容を伺う。
- (2) 足育測定の間接報告で、「足のトラブルの始まりは幼い頃にあり、十分に行動変容できる小学生のアプローチの必要性がある」と提言されている。久喜市の教育委員会としてはどのような考えを持っているか。
- (3) 測定結果として、半数の児童がサイズに合っていない上履きを履いていることがわかった。身長測定と共に足の足長・足囲の測定の導入や爪切り、靴の履き方、選び方について保健体育の授業に入れることが提言されているが、久喜市はどのような考えか。また、久喜市の学校で、この提言を導入することが可能か。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

今年度は、清久小学校、小林小学校及び三箇小学校の 学校保健委員会で、教職員のほか、保護者や児童を対象に、足育（そくいく）研究会、靴メーカー、市内靴店の方を講師に招き、靴の選び方や足の健康などについて講演会を実施いたしました。

次に、(2)でございます。

子供たちが大ききの合わない靴を履くことで、指が曲がって成長してしまう事例や、正しい爪の切り方が分からず、深爪になったりする事例が見受けられるところでございます。

また、報告書の中で紹介されている、日本学校保健会発行の「子供の足の健康のしおり」のなかで、子供の足の健康障害が増加しているとされていることから、教育委員会といたしましても、自分の足にあった靴を履くこと、足の健康を保持・増進することなどは、大変重要なことであると考えております。

次に、(3)でございます。

報告書では、靴の選び方のポイントが示されているほか、「子供の足の健康のしおり」においても、正しい靴の履き方や爪の切り方が示されております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、この報告書や足の健康についての教職員の理解を深め、市内小学校の体育や特別活動の授業において取り入れるよう、校長会等で依頼してまいります。

発言番号	3-1
------	-----

通告第	3	号
-----	---	---

平沢 健一郎	議員
--------	----

《質問事項》

3 女子栄養大学との包括連携について

《質問の要旨》

令和3年12月20日に、久喜市は女子栄養大学との包括連携協定を結んだ。令和2年11月 香川昭夫学長の講演を聴き、私が「食育を進めるにはどうすればよいか」質問した縁で、新政久喜と勉強会や市の食育担当5課との勉強会を行ってきた。「女子栄養大学と久喜市の連携の方向性」では、連携内容（例）として、5例が掲げられている。以下質問する。

- (1) 小・中学校での食育活動の推進として、「朝食摂取率の向上を目指した小・中学生に対する講義・講演会の実施」とあるが、どのようなものを想定しているのか。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和3年実施の「第2次久喜市健康増進・食育推進計画」に係る調査において、毎日朝食を食べている児童生徒の割合が、小学5年生で96.0%、中学2年生で91.4%となっており、特に中学生に課題が見られます。本計画では「若い世代を中心とした食育の推進」に取り組んでおり、朝食摂取率99%以上を目標としております。これまでも各学校では、栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭を中心として、体育や学級活動の中で朝食の大切さについて触れ、「学校保健委員会」で協議するなど、朝食摂取率の向上に向けた取組みを行っております。この度の女子栄養大学との包括連携協定により、食育を一層推進することが可能となります。その一つの方策として、専門的知見からの説得力のある講義・講演により児童生徒の意識が高揚できると捉えております。内容としては、栄養素に着目したバランスのよい食事、3食食べることの大切さ、生活習慣の改善によるよりよい食生活など、幅広い内容の講義をいただけるのではないかと考えております。

また、女子栄養大学は、商品開発なども積極的にかかわり実績があることから、短時間で作れる朝食メニューの開発・紹介など、朝食摂取を含めた生活習慣の改善についてご教示いただけるのではないかと考えております。

実施にあたっては、児童生徒だけでなく、保護者や地域の皆様が参加できる講演会がより効果的です。各学校で計画していただくとともに、コロナ禍においてより多くの方が参加できるよう、オンラインによる講演も検討してまいります。

発言番号 3-1	通告第 3 号	平沢 健一郎 議員
----------	---------	-----------

《質問事項》

3 女子栄養大学との包括提携について

《質問の要旨》

(2) 学校給食の献立作成として「久喜市教育委員会と大学が協働で作成した献立を小・中学校の給食として提供」については、どのような頻度で行うのか。

【答弁原稿】

次に、(2)でございます。

女子栄養大学と連携した学校給食の提供回数につきましては、今後、大学側

と具体的な協議をする中で検討してまいります。

発言番号 3-2	通告第 6 号	渡辺 昌代 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 3 学校給食のアレルギー食の費用負担について一定のルール化をすべきについて

《質問の要旨》

- (1) 食物アレルギーがある児童・生徒の給食費を献立ごとの単位で返還するなど、市はルール化し、進めていくべきと考えるがいかがか。
- (2) 給食費は食物アレルギーの実態に即した給食の提供方法としたうえで、費用負担も考えてほしいがいかがか。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

食物アレルギーにより欠食となる献立分の学校給食費につきましては、欠食の内容が一人一人異なり、また、献立1品ごとの単価を算出することは困難であることなどから、牛乳代金以外の減額は、行っていないところでございます。

欠食分の学校給食費の取り扱いにつきましては、今後、先進自治体の取組事例について、調査研究してまいります。

次に、(2)でございます。

新学校給食センターにおける食物アレルギー対応につきましては、医師の診断による「学校生活管理指導表」の内容に基づくこととし、また、対象となるアレルゲンは、安全性を最優先するため、個々の状況に応じた多段階対応は行わず、提供をするかしないかの二者択一の対応を原則としております。

一方で、食物経口負荷試験において陰性となり食物アレルギーが寛解した直後など、保護者から学校給食の喫食について相談があった場合には、個々の実情を詳しくお伺いし、個別の対応について相互理解を図ることとしております。

ご質問の乳アレルギー寛解後の牛乳の提供や費用負担につきましては、保護者面談を行い、対応を協議することとし、牛乳を停止することになった場合には、学校給食費につきましては、その分を減額しております。

発言番号 3-3	通告第 12号	丹野 郁夫 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

4 桜田小学校の通学路の安全対策を

《質問の要旨》

桜田小学校正門付近の市道鷲宮63号線は、通り抜け車両が多く、学校関係者及び地域からも危険との声が多くあがっている。学校運営協議会で新たな通学路を設置し、抜本的な安全対策を講じるべきとの議題があがり、市及び教育委員会への要望書の提出に向けて手続きを開始している。市及び教育委員会は、学校運営協議会の意見を積極的に取り入れ、新たな通学路の開設に前向きな検討を開始すべきと考えるが、市の考えを伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対してご答弁申し上げます。

桜田小学校付近の市道鷲宮63号線につきましては、4月に行った通学路の確認及び7月に実施した通学路安全総点検の結果、道路幅が狭く交通量が多いため、危険箇所として報告されているところでございます。

教育委員会といたしましては、通学路の危険箇所を解消することは重要な課題と考えておりますので、今後、学校や学校運営協議会のご意見を踏まえ、庁内関係部署と協議してまいりたいと考えております。

発言番号	3-4	通告第	17号	井上 忠昭 議員
------	-----	-----	-----	----------

《質問事項》

3 久喜市公共施設個別施設計画について

《質問の要旨》

(1) 以下の各施設について、地元との交渉状況を伺う。

イ 野久喜集会所について

(ア) やはり地元の声として理解しがたいとの声を聞く。丁寧な説明がなされているとも思えないのだが、改めて交渉状況を伺う。

(イ) 青葉公民館に機能を移すこと自体理解を得ないし、当該集会所の譲渡自体と併せて二重に理解を得難いのではないか。市の認識を伺う。

【答弁原稿】

大項目3の(1)のイのご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(ア)でございます。

野久喜集会所につきましては、令和3年6月に開催した運営委員会において1回目の説明を行い、公共施設個別施設計画の概要及び当該集会所の方向性について委員の皆様へ説明し、ご質問やご意見をいただきました。

また、同年9月に2回目の説明を行い、再度ご意見等を伺ったところでございます。

次に、(イ)でございます。

野久喜集会所につきましては、運営委員から当該集会所の設置目的に対する市教育委員会の認識を問う意見や、譲渡後の集会所の維持管理に関する事、距離が離れる施設への機能集約に関する事について反対するなどのご意見がございました。

このようなことから、今後につきましては、個別施設計画の見直しについて、改めて検討してまいりたいと考えております。

発言番号 3-4	通告第 17 号	井上 忠昭 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

3 久喜市公共施設個別施設計画について

《質問の要旨》

(1) ウ 各公民館のコミュニティセンター化について

社会教育の拠点である公民館が担ってきたものが失われるのではないかと大変疑問に感じている。まして、久喜市は運営委員をおき、先進的な取り組みを行ってきており、同じ公民館でも全国的に誇れるものであったはずである。コミセン化で失われるものは大きいと感じるが認識を伺う。

【答弁原稿】

次にウでございます。

公民館では、社会教育施設として地域の団体等に活動の場を提供すると共に、各種公民館事業を実施しております。

公民館事業につきましては、各公民館の地区に居住する公民館運営委員と共に、事業の企画・立案を行い、各種講座や市民体育祭、公民館まつりなどを行っています。

公民館のコミュニティセンターへの転用後においても、引き続き団体等へ活動の場を提供し、現在行っている公民館事業と同様の事業を運営委員と共に実施してまいります。

公民館のコミュニティセンター化により、利用の幅が広がり、利便性の向上が図られるものと考えております。

《質問事項》

3 久喜市公共施設個別施設計画について

《質問の要旨》

(1) オ 生涯学習施設について

- (ア) 高齢者大学、市民大学のような久喜市の誇る生涯教育の特徴と担ってきた両大学にとって、生涯学習施設は、拠点というより単なる場所になっていると感じている。そういう認識はないのか。
- (イ) そもそも高齢者大学や市民大学とはなにか。久喜市においてどんな位置づけか。現役、校友会を問わず、発展を願い、一所懸命動いていることをどう感じているのか。
- (ウ) 久喜市は全国に誇る生涯学習のまちだと思ってきたが、今もそうであるといえるか。

【答弁原稿】

次に、オの(ア)でございます。

生涯学習施設につきましては、市民大学、高齢者大学の講座で使用できるホールや、学生専用の部屋を設け、学習や学生同士の交流、行事の打合せ、クラブ活動等を行うための活動拠点になるものと認識しております。

次に(イ)でございます。

市民大学につきましては、平成7年に開校し、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人材を育成することを目的とした2年制の大学でございます。

また、高齢者大学につきましては、昭和54年に開校し、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的とした4年制の大学でございます。

両大学では、これまでに多くの卒業生を輩出し、地域のリーダーとして、市民まつりや放課後子ども教室等、様々なボランティア活動に携わるなど、本市の生涯学習におけるまちづくりの中核的な役割を担っていただいております。

また、現役の学生や卒業生で組織する校友会の皆様におかれましては、それぞれの大学のPRや、新入生募集の広報活動などでも、多大なご尽力をいただいていると認識しているところでございます。

次に(ウ)でございます。

本市では、「まなぶ、いかす、つなぐ、ささえあう生涯学習」を基本目標に掲げ、市民の自らの意思による学習のもと、自己実現を図るとともに、市民の手による生涯学習のまちづくりを推進しております。

今後におきましても、学びたい人がだれでも、いつでも、どこでも、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができ、その成果を適切に生かすことができる社会づくりに努め、久喜市の生涯学習を推進してまいります。

発言番号 3-6

通告第19号

川内 鴻輝 議員

《質問事項》

1 久喜市と森永製菓株式会社による連携協定について

《質問の要旨》

- (1) 今回の連携協定の内容について伺う。
- (2) 今回の連携協定によって、今後具体的に展開される事業について伺う。
- (3) 「健幸スポーツ都市」実現に向けて、現在の久喜市の課題をどのように認識されているのか。その課題解決に向けて、今回の協定の内容をどのように活用していくのか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

連携事項につきましては、スポーツをする子供の増加と体力の向上に関する事、成人のスポーツ実施者の増加に関する事、障がいのある方のスポーツ参加者の増加に関する事、手軽に参加できるスポーツ環境の整備に関する事、食育を始めとする市民の健康知識の啓発に関する事、協働事業の可視化・対外発信に関する事、その他連携の目的を達成するために必要な事業に関する事でございます。

次に、(2)でございます。

想定される事業といたしましては、スポーツ栄養学に基づく食育や健康情報の提供、既存のスポーツイベントへの参画、スポーツイベントの企画などスポーツ振興や市民の皆様の健康維持・向上に役立つものを考えております。

具体的な内容につきましては、今後、森永製菓と協議し検討していく予定でございます。

次に、(3)でございます。

令和2年度に実施した市民アンケートでは、成人の週1回以上のスポーツ実施率が目標に達しておらず、また、運動やスポーツをしていない理由としましては、「忙しくて時間が取れない」「運動があまり好きではない」などの回答が多かったところでございます。

このようなことから、仕事や家事の合間の時間を活用して、楽しく実施でき

る運動の提案を行うなど、習慣的な運動のきっかけとしていくことが大きな課題であると考えております。

森永製菓は、スポーツを通じた健康増進について研究を行い、トップアスリートを支える「森永 in トレーニングラボ」を運営しており、そこから得られたスポーツ栄養学の知見やトレーニング理論を有しております。

そのようなことから、本市といたしましては、協定を結ぶことによって、森永製菓がサポートするアスリートを通じて運動へのきっかけ作りとするほか、森永製菓が有する知見や理論を各事業に積極的に取り入れ、市民の皆様の健康づくりに繋げてまいりたいと考えております。

発言番号 4-1	通告第 11号	長谷川 富士子 議員
----------	---------	------------

《質問事項》

5 南栗橋のサステイナブルシティについて

《質問の要旨》

(3) 南栗橋地域の教育環境について

ア 栗橋南小学校について多くの転入生が予想されるが、どのように対応するのか、市の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目5の(3)のご質問に対してご答弁申し上げます。

初めに、アでございます。

南栗橋地区の開発に伴い増加する児童・生徒数、学級数について推計しましたところ、栗橋南小学校では最大で児童数84人、学級数2クラスの増加が見込まれるところでございます。

栗橋南小学校の学級数の増加につきましては、他の用途に使用している教室を転用することにより、対応が可能であると考えております。

発言番号 4-1	通告第 11号	長谷川 富士子 議員
----------	---------	------------

《質問事項》

5 南栗橋のサステイナブルシティについて

《質問の要旨》

(3) 南栗橋地域の教育環境について

ウ この地域の学区は栗橋西中学校となっている。今後、転入生が増える

ものと予想される。どのような対応を考えているのか、伺う。

また、災害時避難所となっている栗橋西中学校の校舎が老朽化しているうえに耐震補強工事や雨漏り修繕工事もされていない。

今後の計画を伺う。

【答弁原稿】

次に、ウでございます。

栗橋西中学校では、最大で生徒数20人、学級数1クラスの増加が見込まれますが、栗橋南小学校と同様に、他の用途に使用している教室を転用することにより、対応が可能であると考えております。

また、校舎につきましては、昭和56年6月に導入された新耐震基準により建設しておりますことから、耐震補強工事の必要はございませんが、外壁等の経年劣化により、強風を伴う大雨時などにおいて、一部雨漏りが見られる箇所につきましては、状況を踏まえながら、適宜、修繕等を実施してまいりたいと考えております。

発言番号 4-3

通告第 16 号

川辺 美信 議員

《質問事項》

- 1 久喜市公共施設個別施設計画は市民サービスを低下させないことを基本とすべき

《質問の要旨》

(7) イ 現在の進捗状況について

市民大学・高齢者大学・生涯学習推進部の活動拠点について

【答弁原稿】

次にイでございます。

生涯学習施設につきましては、本年1月14日に工事が完了し、今後は、2月中に什器や備品等の整備を行い、3月中の開所を目指して準備を進めているところでございます。

市民大学につきましては、専用の市民大学室を設置し、学習や学生同士の交流の場として、また、打合わせの場として活用していただく予定です。

高齢者大学につきましては、同様に高齢者大学室を設置し、正副委員長会議や学生のクラブ活動の場として活用いただく予定です。

また、生涯学習推進部につきましても、同様に生涯学習推進室を設置し、生涯学習推進大会等の事業の準備や、生涯学習に関する相談窓口等に活用してい

ただく予定です。

その他、当該施設にはホールを整備し、市民大学及び高齢者大学の講座や講演会、生涯学習推進大会、市及び教育委員会が主催する生涯学習事業を実施する場所として、活用することを予定しております。

発言番号 4-4	通告第 20 号	新井 兼 議員
----------	----------	---------

《質問事項》

- 2 学校や地域の実情を踏まえた子ども達の発達段階にふさわしいキャリア教育の実現を

《質問の要旨》

本市におけるキャリア教育の現状、教員の資質向上、特別活動を要としたキャリア教育の推進及びキャリア・パスポートの活用について問う。

- (1) 平成11年に提唱されてから20年が経ち、当初は若年者の雇用や就業をめぐる問題から始まり、平成17年からは中学校の職場体験活動を経るなど、方向性や焦点を変えながら推進してきた経緯がある。現在の本市におけるキャリア教育の目的及び現状の取り組み内容について伺う。
- (2) コロナ禍におけるキャリア教育の実施にあたって、どのような影響があり、どのような対応を教育委員会や学校において実施しているのか、状況について伺う。
- (3) キャリア教育の実施にあたっては、職場体験活動のみをもってキャリア教育を行ったとする傾向、社会への接続を考慮せずに進学のための指導をする方向、職業を通じて未来の社会を創るという視点が乏しい指導をする傾向などを懸念する声もある。キャリア教育に対する教員一人ひとりの受け止め方、実践の内容など資質の向上が極めて重要と考えるが、教育委員会の見解を伺う。
- (4) 基礎的・汎用的能力の形成は、これまでの学校の教育活動全体の中で育むものとされてきたが、キャリア教育の中核となる時間の明示の必要性から、新学習指導要領では、特別活動を要としたキャリア教育の推進は示されたところである。特別活動を要として各教科等の学びをつなぐとはどういうことか、また児童生徒にどのような力が育まれていくことを期待しているのか、教育委員会の見解を伺う。
- (5) 特別活動を要としたキャリア教育の実践は、学校、家庭及び地域における学習と生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととされ、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材としてキャリア・

パスポート「わたしの志ノート」が活用されているが、取り組み方、振り返る内容、教員の関わり方、管理と引継ぎなどがどのように行われているのか伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに(1)でございます。キャリア教育は、児童生徒一人ひとりが将来、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身に付けることを目的とし、本市では、その身に付けた能力や態度を自己の現在および将来の選択や生き方にどのように生かしていくかの視点に立った指導や支援を行っています。

これを踏まえ、各学校では幅広い視点に立ち、児童生徒の発達の段階における「能力・態度」の目標設定、社会参画意識の醸成や職業観・勤労観の形成に向けた学習を教育課程に位置づけ、計画的・系統的に取り組んでいます。

また、児童生徒のキャリア発達は、自己の新たな可能性の発見、自己理解の進化など内面の成長に深くかかわることから、ガイダンス機能の充実に努めています。

さらに、キャリア・パスポートを活用して、学校を挙げて児童生徒一人ひとりのキャリア形成を図るとともに、SDGs実現のためのESD「持続可能な社会の創り手」を育むため、地球規模の視点でのキャリア教育にも取り組んでいます。

次に(2)でございます。キャリア教育は、特別活動を要としながら、各教科等における学習や、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図るものですが、社会で求められるものに直に接することのできる体験活動は重要です。

しかし、コロナ禍の影響で、毎年、地域の事業所等の協力の下で実施している「社会体験チャレンジ(職場体験学習)」や企業訪問等、対面での活動が実施できない状況にあります。

そこで、各学校では、地域の皆様や先輩を学校に招いての学習に切り替えたり、テレビ会議システムを利用して遠隔地で漁師をされている方から漁業について学習したり、教室から大型提示装置を通して工場見学を行ったりするなど、ICT機器を最大限に活用した授業を実施しています。この学習を支援するため教育委員会がコーディネーターとなり、様々な企業と学校を結ぶ、先進的な取り組みを現在進めております。

次に(3)でございます。キャリア教育を推進するためには、新井議員のお話のように教員の資質や専門性が極めて重要であります。そのためには、教員一人ひとりがキャリア教育のねらいを理解するとともに、基本的なキャリア・

カウンセリングの手法を身に付けることが必要です。

特に、社会とつながり職業を通じて未来社会を創るという視点をすべての教員が共有できるよう、本市ではSDGs実現のためのESDと関連付けたキャリア教育に取り組んでいます。必要とする研修は各学校でも実施しておりますが、本年度、「埼玉県進路指導・キャリア教育研修会」から委嘱された久喜南中学校では、久喜市を中心として周辺市町で構成する「第25地区進路指導・キャリア教育研究協議会」において研究成果を発表しています。本年度は、コロナ禍のため紙上発表となりましたが、各学校は久喜南中学校の研究の成果と課題を共有するなどして教員の資質向上に努めております。

次に（４）でございます。キャリア教育は、関連する様々な取組が各学校の教育課程に適切に位置づけられ、計画的・系統的に展開されることが大切です。

従来の進路指導における取組を体系化し、調査・体験活動等の場の拡充に取り組むとともに、各教科等の学習との関連を明確にし、効果的にキャリア教育を展開するため、特別活動、特に学級活動を要としながら、総合的な学習（探求）の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習との関連を明確にして取り組むことによりキャリア教育を効果的に展開できます。

特別活動は、多様な他者と協働した自主的・実践的な集団活動を通して身につけたことを生かし、社会生活、集団生活における人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養うことを目指す活動ですので、各教科等で学習したことを、特別活動における協働的な学びにつなげることで、実生活に生かすことができます。

このような学びを通して、社会的・職業的な自立に向け、社会の一員として自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために必要な能力や態度が一人ひとりに育まれることを期待しています。

次に（５）でございます。「キャリア・パスポート」は、キャリアに関する学びのプロセスを児童生徒自身が記録し、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活の意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりするための教材として、令和２年度から全小・中学校に導入しました。各学校では、児童生徒の発達段階に応じ、自己紹介や目標設定、体験活動や学校行事の振り返り等、様々な場面で活用しています。

児童生徒は、自らの学習状況やキャリア形成を振り返ることを通して、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげています。

指導にあたって教員は、対話的にかかわり、児童生徒一人ひとりの目標修正などの改善を支援し、学びをキャリア形成に生かすため、学期に１回以上振り返る機会を設定し、２者面談や３者面談で活用している学校もございます。

キャリア・パスポートは、小学校入学から高校卒業までの記録を学年、校種を超えて引き継ぎ、学びの振り返りや見通しに生かすこととなっておりますが、

管理や引き継ぎについては、個人情報を含むことから、教員間で行うことを原則としています。小・中学校間においては学校同士で受け渡しを行い、中学校から高等学校へは、卒業時に一旦生徒に返却し、生徒自身が直接高校に提出している学校が多くございます。

発言番号 4-5

通告第 22 号

岡崎 克巳 議員

《質問事項》

1 経費削減の取り組みについて

《質問の要旨》

(1) これまで公共施設の照明のLED化を推進してきた。経費削減の効果額を伺う。

エ 小・中学校

(2) 人口減少及び、同じ目的の複数施設の統廃合に伴う、維持管理経費の削減額を伺う。

ア 小・中学校

イ 学校給食センター

【答弁原稿】

大項目1のご質問のうち、(1)のエ、(2)のア、イにつきまして、ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)のエでございます。

大規模改造事業において、LED化した学校について、ご答弁申し上げます。なお、本庁舎等と同様に電気の使用量に関する削減効果について申し上げます。

はじめに、江面小学校につきましては、令和2年度に管理普通教室棟163基の照明をLED化したところでございます。

LED化前の平成31年4月から令和元年12月までの電気使用量6万3,501kWhと、LED化後の令和3年4月から12月までの9ヶ月間の電気使用量7万425kWhを比較したところ、6,924kWhの増となりました。

この要因につきましては、照明のLED化により、電気使用量は削減するものの、新型コロナウイルス感染症の予防と感染拡大防止対策として、常時換気を行いながら、適宜エアコンを運用したことによる電気使用量の増が主なものであると考えております。

次に、太東中学校につきましては、令和2年度に普通教室棟及び特別教室棟などで、794基の照明をLED化したところでございます。

LED化前の平成31年4月から令和元年12月までの電気使用量11万9,

955kWh と、LED化後の令和3年4月から12月までの9ヶ月間の電気使用量10万4,163kWhを比較したところ、1万5,792kWhの削減効果がありました。

次に、(2)のアでございます。

小・中学校につきましては、江面第一小学校及び江面第二小学校と、統合後の学校である江面小学校との比較を申し上げます。

江面第一小学校及び江面第二小学校における令和2年度の施設に係る維持管理経費は、約1,688万9千円でございます。

また、江面小学校における令和3年度の施設に係る維持管理経費の見込み額は、約1,018万4千円でございます。

このようなことから、削減額は、約670万5千円となる見込みでございます。

なお、この維持管理経費を含めた学校運営に係る経費で比較いたしますと、令和2年度の江面第一小学校及び江面第二小学校では、約3,537万8千円、令和3年度の江面小学校では、約3,166万5千円であり、削減額は、約371万3千円となる見込みでございます。

次に、イでございます。

学校給食調理施設につきましては、令和3年7月までは、久喜地区の小・中学校と栗橋地区の中学校では、民間委託により、学校給食を提供しておりました。

そのため、新学校給食センターの施設との維持管理経費を比較することはできないところでございます。

また、新学校給食センターは、令和3年8月からの稼働であり、年間を通しての運営実績がなく、令和3年度の決算見込み額を積算することが難しいことから、決算額ではなく、令和2年度当初予算と令和4年度当初予算案における学校給食の運営経費の金額で、ご答弁申し上げます。

令和2年度は、年間約14億300万円、令和4年度は、年間約12億1,600万円であり、削減額は、年間約1億8,700万円となるものでございます。

発言番号	4-6	通告第	15号	猪股 和雄 議員
------	-----	-----	-----	----------

《質問事項》

4 パートナースhip宣誓制度の発展と、実効性の確保を求める。

《質問の要旨》

(1) ウ パートナースhip登録世帯で子どもを養育している場合、市立の

小中学校、保育所、幼稚園等に協力依頼をどのように行ったか。

【答弁原稿】

大項目4の(1)ウのうち教育部が所管する部分のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

教育委員会では、久喜市パートナーシップ制度の開始にあたり、各学校・園に対して、「久喜市パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う配慮事項について」の通知を発出するとともに、校長会において、久喜市では、性の多様性を尊重し、性的少数者の生きづらさの解消につなげるための取組として、「久喜市パートナーシップ制度」が開始されたことについて説明いたしました。

その上で、教職員に周知するとともに、本制度の趣旨を十分踏まえ、子どもの送迎や、授業参観、運動会などの学校行事の参加の際に配慮するよう協力依頼を行いました。

発言番号	4-6
------	-----

通告第	15号
-----	-----

猪股 和雄 議員

《質問事項》

4 パートナーシップ宣誓制度の発展と、実効性の確保を求める

《質問の要旨》

(1) 10月の制度スタート時に、「医師会、商工会、市内4つの工業団地内の企業宛に、文書で協力をお願いしている」と答弁しているが、各団体の対応をどう確認しているか。

エ 私立の保育所、幼稚園等に対して、どのように協力を求めたか。それらの団体の対応方針について、どのように確認しているか。

【答弁原稿】

大項目4の(1)エのご質問のうち、教育委員会が所管する部分に対してご答弁申し上げます。

教育委員会では、市内の私立幼稚園に対して、久喜市パートナーシップ宣誓制度に伴う配慮事項について、文書で協力をお願いしております。

文書の送付に併せて、私立幼稚園に対して電話で制度の説明をした際に、対応について確認したところ、様々な事情のご家庭があることから、従来から保護者の呼び方などに配慮をしているところであり、パートナーシップ宣誓制度について協力したいとのご返答をいただいております。

ウ 令和4年2月定例議会提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決 結果	
議案 第1号	令和3年度久喜市一般会計補正予算（第12号）について	令和4年1月25日 令和4年3月2日	可決	令和4年1月定例会 教育長報告ウ
議案 第7号	令和4年度久喜市一般会計予算について（原案）	令和4年1月25日 令和4年3月2日	可決	令和3年12月定例会 議案第61号
議案 第14号	久喜市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	令和4年1月25日 令和4年3月2日	可決	令和3年12月定例会 議案第60号 令和4年1月定例会 議案第6号
議案 第16号	久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	令和4年1月25日 令和4年3月2日	可決	令和4年1月定例会 教育長報告エ
議案 第17号	久喜市部設置条例の一部を改正する条例	令和4年1月25日 令和4年3月2日	可決	令和3年12月定例会 議案第60号 令和4年1月定例会 議案第6号
議案 第32号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について	令和4年2月6日 令和4年3月2日	可決	令和4年2月定例会 教育長報告ア

エ 久喜市障がい児就学支援委員会の答申について



久教指第5401号

令和4年2月4日

久喜市教育委員会教育長

柿沼 光夫 様

久喜市障がい児就学支援委員会

委員長 山本 千恵子

令和3年度久喜市障がい児就学支援委員会の在学児童・生徒
及び就学児の審議結果について（答申）

令和3年8月23日に諮問のあった件について、慎重な審議の結果、下記のとおり
の意見となりましたので、ここに答申します。

また、当該児童・生徒及び就学児については、今後適切な配慮が必要と思われ
ますので、適正な措置について御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 審議対象者及び審議結果

審議対象者		審 議 結 果								
		通常	特別支援 学級 (知的)	特別支援 学級 (情緒)	特別 支援 学級 (弱視)	特別 支援 学級 (肢体)	特別 支援 学校	通級 (情緒)	通級 (ことば)	その他
就学児	58	3	14	29	1	0	6	0	5	0
小学校	549	49	144	140	0	1	7	39	168	0
中学校	97	2	32	30	0	0	19			15
合計	704	54	190	199	1	1	32	39	173	15

オ 令和3年度教職員人事評価結果について

令和3年度年度 久喜市立小・中学校教職員人事評価 最終評価結果

令和3年度 久喜市 最終評価・結果分布

職種	実数					百分率				
	A	B	C	D	合計	A	B	C	D	合計
校長	9	24	0	0	33	27.3%	72.7%	0.0%	0.0%	100.0%
教頭	11	22	0	0	33	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
主幹教諭	9	5	0	0	14	64.3%	35.7%	0.0%	0.0%	100.0%
教諭	118	317	0	0	435	27.1%	72.9%	0.0%	0.0%	100.0%
養護教諭	14	17	0	0	31	45.2%	54.8%	0.0%	0.0%	100.0%
栄養教諭	2	1	0	0	3	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
事務職員	10	17	0	0	27	37.0%	63.0%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	173	403	0	0	576	30.0%	70.0%	0.0%	0.0%	100.0%

〈 総合評価 評価者評価の基準 〉

- A … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている
- B … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、概ね期待どおりである
- C … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である
- D … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている

(注) 標準的な評価段階は「B」である

令和3年度 久喜市 チームワーク行動評価・結果分布

職種	実数					百分率				
	A	B	C	D	合計	A	B	C	D	合計
主幹教諭	14	0	0		14	100.0%	0.0%	0.0%		100.0%
教諭	433	2	0		435	99.5%	0.5%	0.0%		100.0%
養護教諭	31	0	0		31	100.0%	0.0%	0.0%		100.0%
栄養教諭	3	0	0		3	100.0%	0.0%	0.0%		100.0%
事務職員	27	0	0		27	100.0%	0.0%	0.0%		100.0%
全体	508	2	0		510	99.6%	0.4%	0.0%		100.0%

〈 チームワーク行動評価 評価者評価の基準 〉

- A … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである
- B … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが、改善すべき点がある
- C … 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている

(注) 標準的な評価段階は「A」である